

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
2 級	円 515,800	89	90	91	92	93
	519,200	93	94	95	96	97
3 級	572,000	81	82	83	84	85
	576,100	85	86	87	88	89
4 級	604,900	57	58	59	60	61
	609,500	61	62	63	64	65

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
4 級	円 386,900	101	102	103	104	105
5 級	424,900	81	82	83	84	85
7 級	491,600	49	50	51	52	53

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
1 級	円 321,000	161	162	163	164	165
	322,800	165	166	167	168	169
2 級	369,600	149	150	151	152	153
3 級	396,600	121	122	123	124	125
4 級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
5 級	428,900	85	86	87	88	89
	431,400	89	90	91	92	93

カ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
1 級	円 355,500	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2 級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3 級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4 級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101

5 級	592,800	73	74	75	76	77
	597,400	77	78	79	80	81

キ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
2 級	円					
	457,000	129	130	131	132	133
	459,800	133	134	135	136	137

ク 教育職給料表(3)の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
2 級	円					
	443,200	141	142	143	144	145
	445,600	145	146	147	148	149

ケ 学校栄養職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
4 級	円					
	386,900	101	102	103	104	105
5 級	424,900	81	82	83	84	85

コ 事務職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
4 級	円					
	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
383,000	111	111	112	112	113	
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77

サ 警察職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
2 級	円 384,900	129	130	131	132	133
	387,400	133	134	135	136	137
	389,900	137	138	139	140	141
	392,400	141	142	143	144	145
3 級	417,200	137	138	139	140	141
4 級	428,200	109	110	111	112	113
	431,000	113	114	115	116	117
	433,800	117	118	119	120	121
	436,600	121	122	123	124	125
5 級	434,300	117	118	119	120	121
	437,300	121	122	123	124	125
6 級	457,300	89	90	91	92	93
7 級	465,800	77	78	79	80	81
	469,300	81	82	83	84	85
8 級	487,000	69	70	71	72	73
	490,600	73	74	75	76	77
9 級	500,900	53	54	55	56	57
	504,800	57	58	59	60	61
10 級	522,000	37	38	39	40	41
	526,200	41	42	43	44	45

シ 一般職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
4 級	円 365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
383,000	111	111	112	112	113	
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93

7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

ス 警察研究職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
2 級	円 371,700	113	114	115	116	117
	374,400	117	118	119	120	121

人事委員会事務局

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第11号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(という。)」の次に「第5条の2第2項、第6条の4第1項から第3項まで及び第5項、第8条第2項、」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第1条の2の次に次の6条を加える。

(基礎在職期間)

第1条の3 退職手当条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会が定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 退職手当条例第7条の2第6項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる移行型一般地方独立行政法人の職員としての引き続きいた在職期間
- (2) 退職手当条例附則第20項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされるたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改

正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての引き続きいた在職期間

- (3) 退職手当条例附則第21項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる退職手当条例附則第5項第1号に規定する旧日本国有鉄道（以下この条において「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての引き続きいた在職期間
- (4) 退職手当条例附則第22項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同項に規定する承継法人等の職員としての引き続きいた在職期間
- (5) 退職手当条例附則第27項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての引き続きいた在職期間、同項に規定する旧日本国有鉄道清算事業団の職員としての引き続きいた在職期間及び同項に規定する旧日本鉄道建設公団の職員としての引き続きいた在職期間
- (6) 退職手当条例附則第28項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる同項に規定する国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間
- (7) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長野県条例第38号）第14条第1項の規定により退職手当の算定の基

礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する特定法人役職員としての引き続いた在職期間

(休職月等)

第1条の4 退職手当条例第6条の4第1項に規定する人事委員会が定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 当該休職月等

(2) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の規定に基づく育児休業をいう。)により現実に職務に従事することを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあつた休職月等 退職し又は死亡した者が属していた退職手当条例第6条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数を生じたときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職し又は死亡した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 退職し又は死亡した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数を生じたときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職し又は死亡した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第1条の5 退職し又は死亡した者の基礎在職期間に退職手当条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における退職手当条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会が別に定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員(当該従事していた職務が人事委員会が別に定めるもの

であつたときは、人事委員会が別に定める職務に従事する職員)

(職員の区分)

第1条の6 退職し又は死亡した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表のア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第1条の7 前条(第1条の5の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職し又は死亡した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(その者の非違により退職した者)

第1条の8 退職手当条例第8条第2項第2号に規定する人事委員会が定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

第3条第3項第1号中「第5条第5項」を「第6条の5第2項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

(別表)(第1条の6関係)

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。以下「一般職員給与条例」という。)(以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例」という。)(行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であつたもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の25であつたものに限る。)</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の25であつたものに限る。)</p> <p>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号。以下「学校職員給与条例」という。)(以下「平成8</p>
-------	---

	<p>年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例」という。)の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 平成14年7月12日から平成18年3月31日までの間において適用されていた任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号。以下「任期付職員条例」という。)(以下「平成14年7月以後平成18年3月以前の任期付職員条例」という。)(第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の6号俸以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成14年10月21日から平成18年3月31日までの間において適用されていた任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号。以下「任期付研究員条例」という。)(以下「平成14年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例」という。)(第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の5号俸以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの</p>		<p>第3号区分</p> <p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の18であったものに限る。)(又は5級であったもの(第1号区分の項の第2号及び第2号区分の項の第2号に掲げる者を除く。))</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項の第3号及び第2号区分の項の第3号に掲げる者を除き、給料の特別調整額の支給を受けていた者に限る。)</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項の第4号に掲げる者を除き、給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の14以上であったものに限る。)</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項の第5号に掲げる者を除き、給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の14以上であったものに限る。)</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の警察研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の16であったものに限る。)</p> <p>(10) 平成14年7月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の4号俸の給料月額を受けていたもの</p> <p>(11) 平成14年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の4号俸の給料月額を受けていたもの</p> <p>(12) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの</p>
第2号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項の第2号に掲げる者を除き、期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の20であったものに限る。)</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項の第3号に掲げる者を除き、期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の20であったものに限る。)</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の20であったものに限る。)</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の20であったものに限る。)</p> <p>(6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号。以下「警察職員給与条例」という。)(以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例」という。)(の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(8) 平成14年7月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の5号俸の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの</p>		<p>第4号区分</p> <p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項の第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>

	<p>(第1号区分の項の第3号、第2号区分の項の第3号及び第3号区分の項の第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項の第4号及び第3号区分の項の第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項の第5号及び第3号区分の項の第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>(9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級又は8級であったもの</p> <p>(11) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(12) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の警察研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項の第9号に掲げる者を除く。)</p> <p>(13) 平成14年7月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の3号俸の給料月額を受けていたもの</p> <p>(14) 平成14年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の3号俸の給料月額を受けていたもの</p> <p>(15) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの</p>		<p>た者でその属する職務の級が5級であったもの(人事委員会が別に定める者に限る。)</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の12であったものに限る。)</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の12であったものに限る。)</p> <p>(9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(11) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(12) 平成14年7月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の2号俸以下の給料月額を受けていたもの</p> <p>(13) 平成14年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の2号俸の給料月額を受けていたもの</p> <p>(14) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの</p>
<p>第5号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者に限る。)</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者に限る。)</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(人事委員会が別に定める者に限る。)</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けてい</p>	<p>第6号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第5号区分の項の第2号に掲げる者を除き、期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の10であったものに限る。)</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第5号区分の項の第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項の第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項の第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級で</p>

	<p>あつたもの(期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の10であつたものに限る。)又は3級であつたもの(第5号区分の項の第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であつたもの(期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の10であつたものに限る。)又は3級であつたもの(第5号区分の項の第8号に掲げる者を除く。)</p> <p>(9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の学校栄養職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</p> <p>(10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの</p> <p>(11) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の10であつたものに限る。)又は5級であつたもの</p> <p>(12) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの</p> <p>(13) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の警察研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の10であつたものに限る。)</p> <p>(14) 平成14年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の1号俸の給料月額を受けていたもの</p> <p>(15) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの</p>		<p>た者でその属する職務の級が2級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であつたもの(第6号区分の項の第7号に掲げる者を除き、期末手当加算職員であつた者に限る。)</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であつたもの(第6号区分の項の第8号に掲げる者を除き、期末手当加算職員であつた者に限る。)</p> <p>(9) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の学校栄養職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)又は4級であつたもの</p> <p>(10) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であつたもの</p> <p>(11) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)又は4級であつたもの(第6号区分の項の第11号に掲げる者を除く。)</p> <p>(12) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であつたもの</p> <p>(13) 平成8年4月以後平成18年3月以前の警察職員給与条例の警察研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(第6号区分の項の第13号に掲げる者を除く。)</p> <p>(14) 平成14年10月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>(15) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの</p>
<p>第7号区分</p>	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であつたもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)又は3級であつたもの(第5号区分の項の第2号及び第6号区分の項の第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)又は4級であつたもの</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)又は4級であつたもの</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けてい</p>	<p>第8号区分</p>	<p>第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>
<p>イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p>			
<p>第1号区分</p>	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている一般職員給与条例(以下「平成18年4月以後の一般職員給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であつたもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の25であつたものに限る。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の25であつたものに限る。)</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後適用されている学校職員給与条例(以下「平成18年4月以後の学校職員</p>		

	<p>給与条例」という。)の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月1日以後適用されている任期付職員条例(以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の6号俵以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成18年4月1日以後適用されている任期付研究員条例(以下「平成18年4月以後の任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の5号俵以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの</p>		<p>1号区分の項の第2号及び第2号区分の項の第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項の第3号及び第2号区分の項の第3号に掲げる者を除き、給料の特別調整額の支給を受けていた者に限る。)</p> <p>(4) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項の第4号に掲げる者を除き、給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の14以上であったものに限る。)</p>
<p>第2号区分</p>	<p>(1) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第1号区分の項の第2号に掲げる者を除き、期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の20であったものに限る。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項の第3号に掲げる者を除き、期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の20であったものに限る。)</p> <p>(4) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の20であったものに限る。)</p> <p>(5) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の20であったものに限る。)</p> <p>(6) 平成18年4月1日以後適用されている警察職員給与条例(以下「平成18年4月以後の警察職員給与条例」という。)の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(7) 平成18年4月以後の警察職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の5号俵の給料月額を受けていたもの</p> <p>(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの</p>		<p>(6) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項の第5号に掲げる者を除き、給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の14以上であったものに限る。)</p> <p>(7) 平成18年4月以後の警察職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後の警察職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(9) 平成18年4月以後の警察職員給与条例の警察研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の16であったものに限る。)</p> <p>(10) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の4号俵の給料月額を受けていたもの</p> <p>(11) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の4号俵の給料月額を受けていたもの</p> <p>(12) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの</p>
<p>第3号区分</p>	<p>(1) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(給料の特別調整額の支給を受けていた者でその支給割合が100分の18であったものに限る。)</p>	<p>第4号区分</p>	<p>(1) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項の第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項の第3号、第2号区分の項の第3号及び第3号区分の項の第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>

- (10) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの
- (11) 平成18年4月以後の警察職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の10であつたものに限る。)
- (12) 平成18年4月以後の警察職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの
- (13) 平成18年4月以後の警察職員給与条例の警察研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(期末手当加算職員で期末手当の加算割合が100分の10であつたものに限る。)
- (14) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の1号俸の給料月額を受けていたもの
- (15) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの

第7号区分

- (1) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの
- (2) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)
- (3) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの
- (4) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)
- (5) 平成18年4月以後の一般職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)
- (6) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)
- (7) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であつたもの(第6号区分の項の第7号に掲げる者を除き、期末手当加算職員であつた者に限る。)
- (8) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であつたもの(第6号区分の項の第8号に掲げる者を除き、期末手当加算職員であつた者に限る。)
- (9) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の学校栄養職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)
- (10) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の

- 級が3級であつたもの
- (11) 平成18年4月以後の警察職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(期末手当加算職員であつた者に限る。)
- (12) 平成18年4月以後の警察職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの
- (13) 平成18年4月以後の警察職員給与条例の警察研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(第6号区分の項の第13号に掲げる者を除く。)
- (14) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者
- (15) 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が別に定めるもの

第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
-------	--------------------------------------

(備考) この別表において「期末手当加算職員」とは一般職員給与条例第34条第4項に規定する職員(学校職員給与条例及び警察職員給与条例においてその例による場合のものを含む。)をいい、「期末手当の加算割合」とは同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会が定める割合をいう。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第3号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する人事委員会が定める額は、改正条例附則第3項の規定を適用する職員が、人事委員会が別に定めるところにより、その職員の長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)第7条第5項及び第6項に規定する国等の職員としての在職期間又は同条例第7条の2第1項から第3項までに規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間において、同条例第2条第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。
- 3 改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第4項に規定する人事委員会が定める額は、前項に規定する給料月額とする。

人事委員会事務局